犬山市民文化会館共催事業募集要領

　（趣旨）

第１　この要領は、犬山市の芸術文化の向上、発展を図ることを目的として、犬山市民文化会館（以下「市民文化会館」という。）において、広く市民を対象に新規に行う芸術性、創造性に優れた事業について、犬山市教育委員会（以下「委員会」という。）との共催により実施するため、その募集、選定に必要な事項を定めるものとする。

　（対象者）

第２　募集する事業の実施団体は、次の各号の全てに該当する芸術団体及び芸術文化鑑賞　団体等とする。

　①　犬山市内に主たる事務所を置くこと。

　②　一定の規約等を有し、団体の意志を決定し、執行する組織を確立していること。

　③　特定の政治活動または宗教活動を目的としないこと。

　④　過去に共催及び後援を承認した際に承認条件の不履行がないこと。

　（募集事業及び募集数）

第３　募集する事業は、その事業の入場に際しての料金を無料または有料のものとする。ただし、有料の場合、営利を目的とする事業は除くものとする。また、芸術性が高く質の良い優れた舞台芸術公演、地域の文化団体等が実施する舞台公演、地域住民を対象とするワークショップ等で、予算の範囲内で概ね年間３事業を募集する。

　（事業実施期間）

第４　募集する事業の実施期間は、当該年度の３月３１日までとする。

　（申請手続き）

第５　共催により事業を実施しようとする者は、共催事業承諾申請書（様式第１号）、事業実施計画書（様式第２号）、収支予算書（様式第３号）を委員会に提出するものとする。

２　事業は、市広報に掲載して募集し、前項の申請書は６月３０日までに提出しなければならない。ただし、申請期間終了後も申込みが年間予定実施数に満たない場合は、期間終了後も随時申込みを可能とする。

３　申請については、１団体１事業とする。

４　市民文化会館の会場確保については、申請者が行うこととする。

　（選定）

第６　委員会は、申請された事業について、事業内容、運営方法などを審査し、共催により実施する事業（以下「共催事業」という。）の承諾の可否を決定する。

　（選定結果の通知）

第７　委員会は、共催承諾の可否を決定したときは、共催事業承諾決定通知書（様式第４号）又は共催事業不承諾決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（承諾の取消）

第８　共催を承諾した事業であっても、その内容が選定基準に該当しなくなったとき、その他承諾することが不適当となったときはその決定を取り消すものとする。

２　委員会は承諾の取消によって損害等が発生した場合の賠償責任は負わないものとする。

（事業実施の条件）

第９　共催を承諾された者は、チラシ、プログラム、広告物等に共催者として委員会名を入れること。また、共催承諾前に印刷するものについては、共催申請中とすること。ただし、募集開始の日以前に印刷したものは、この限りではない。

（市民文化会館使用料の負担）

第１０　委員会は、共催事業に承諾した事業の公演日当日における市民文化会館大ホール及びリハーサル室（他の部屋及び附属設備使用料は含まず）の使用料を負担するものとする。

（事業報告）

第１１　共催を承諾された者は、事業終了後速やかに共催事業実施報告書（様式第６号）、事業実施報告書（様式第７号）、収支決算書（様式第８号）を委員会に提出するものとする。

（報告及び調査）

第１２　委員会は、共催事業に関して必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

（関係書類の保管）

第１３　共催を承諾された者は、事業実施に関する関係書類を整備し、事業実施の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第１４　この要領に定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定める。

附則

　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。